

通所介護事業所 ハートピア 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 愛の会が開設する通所介護事業所ハートピア（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び石岡市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「石岡市総合事業」という。）における第1号通所事業（介護予防通所型サービス）（以下「指定通所介護等」の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は石岡市にあっては事業対象者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所介護事業所 ハートピア
- ② 所在地 茨城県石岡市根当11008番地13

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 （常勤1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 （1名以上）
看護職員 （1名以上）
介護職員 （2名以上）
機能訓練指導員（1名以上）
従業者は、指定通所介護等の提供に当たる。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。
*12月31日、1月1日・2日・3日を除く。※夏祭り開催日（7月下旬）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 提供時間 午前9時30分から午後4時30分（送迎時間を除く）
- ④ 利用定員 20名（通常規模）

(事業の内容)

第6条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 健康状態の確認
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴
- ⑤ 機能訓練(日常動作訓練等)
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 送迎
- ⑧ 生活相談(相談援助等)
- ⑨ 介護方法の指導

(利用料等)

第7条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食材料費 (昼食代：600円/おやつ代：100円)
 - (2) おむつ代 (パット50円/リハビリパンツ100円)
 - (3) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項のサービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、石岡市、小美玉市、笠間市、かすみがうら市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができる。
 - 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は事業を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年3回

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 事業所は必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- | | | |
|-------------|-----|-----------|
| この規程は、平成13年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成15年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成18年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成19年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成20年 | 9月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成24年 | 2月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成27年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成27年 | 7月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、平成29年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、令和元年 | 11月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、令和4年 | 4月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、令和5年 | 2月 | 1日より施行する。 |
| この規程は、令和6年 | 4月 | 1日より施行する。 |

この規程は、令和6年 8月 1日より施行する。